

「取引所株価指数証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更
(平成24年12月3日)

現 行	変 更 後
<p>第1条 (省 略)</p> <p>第2条 (本取引の開始)</p> <p>お客様は、<u>契約締結前に交付される取引所株価指数証拠金取引説明書</u> (以下「説明書」という) の内容を十分に理解し、<u>株価指数証拠金取引口座設定約諾書</u> (以下「約諾書」という)、<u>本規定</u>、<u>電子取引に関する約款</u> (以下「電子約款」という) および<u>その他の規定</u>に従って取引を行うことを承諾したうえで、当社に対し本取引開始の申込をします。当社がその申込を審査のうえ承諾した場合に限り、お客様は本取引を行うことができ、当社はお客様の本取引を受託するものとします。</p> <p>第3条 (法令等の遵守)</p> <p>本取引を行うにあたり、お客様と当社は、説明書、約諾書、本規定、<u>電子約款</u>および<u>金融商品取引法</u>その他の関連する法令諸規則等を遵守するものとします。</p>	<p>第1条 (現行通り)</p> <p>第2条 (本取引の開始)</p> <p>お客様は、<u>当社のホームページ上で提供される勧誘方針、個人情報の利用目的、個人情報保護宣言 (プライバシー・ポリシー)、取引報告書等の電子交付に関する同意書、市場デリバティブ取引に係るご注意</u>、<u>取引所株価指数証拠金取引説明書</u> (以下「説明書」という)、<u>株価指数証拠金取引口座設定約諾書</u> (以下「約諾書」という)、<u>本規定</u>および<u>確認書</u>に従って取引を行うことを承諾したうえで、当社に対し本取引開始の申込をします。当社がその申込を審査のうえ承諾した場合に限り、お客様は本取引を行うことができ、当社はお客様の本取引を受託するものとします。</p> <p>第3条 (自己責任およびリスクの確認)</p> <p>本取引を行うにあたり、お客様は、<u>当社よりあらかじめ受領した市場デリバティブ取引に係るご注意</u>、<u>説明書</u>、<u>約諾書</u>、<u>本規定</u>および<u>確認書</u>を熟読し、<u>本取引の内容およびリスクを十分に理解したうえ</u>、<u>金融商品取引法</u>その他の関連する法令諸規則等を遵守し、<u>自己の判断と責任において本取引を行うもの</u>とします。</p> <p>2 <u>お客様は、次の各号に掲げる内容を十分把握し、承諾したうえで本取引を行うもの</u>とします。</p> <p>(1) <u>本取引は、元本および利益が保証された取引ではなく、国内および海外の株式相場の変動等により損失が生じるおそれがあり、かつ、その損失の額が、証拠金預託額を上回るおそれがあること。</u></p> <p>(2) <u>本取引は、少額の証拠金により多額の取引を行うことができるため、多大な利益を得ることができる反面、多大な損失が生じるおそれがあること。</u></p> <p>(3) <u>本取引には、政治経済もしくは金融情勢の変化、各国政府もしくは国内および海外の株式市場の規制、または通信障害等不測の事態による取引制限を生じるリスクがあ</u></p>

<p>第4条～第6条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>ること。</u></p> <p><u>(4) 本取引には、前各号のほか、市場環境等により想定外のリスクが生じるおそれがあること。</u></p> <p>第4条～第6条 (現行通り)</p> <p><u>第7条 (ログインIDおよびパスワードの取扱)</u></p> <p><u>お客様は、本規定に基づいて当社より発行されるログインIDおよびパスワードを自己の責任によって管理するものとし、常にお客様のみが使用し、第三者に開示、貸与もしくは譲渡してはならないものとします。お客様のログインIDおよびパスワードを第三者が使用して本取引を行った結果について、お客様は一切の責任を負うものとします。</u></p> <p><u>第8条 (本取引に係るサービスの提供方法)</u></p> <p><u>お客様は、当社が本取引に係る次の各号に掲げる事項を含む全てのサービス (以下「本サービス」という) について、インターネットを通じてオンラインでお客様に提供することに同意するものとします。</u></p> <p><u>(1) 注文の受注に関する事項</u></p> <p><u>(2) 入出金に関する事項</u></p> <p><u>(3) 取引報告書その他書面の交付に関する事項</u></p> <p><u>2 お客様は、本サービスを利用するに際しては、本サービスに対応する機器および回線をお客様の責任で準備するものとします。本サービスの規格変更等により、お客様の使用している機器または回線が本サービスに対応することができなくなった場合において、当社はお客様のために本サービスに対応した機器または回線を準備する義務を負わないこととします。</u></p>
<p>第7条～第12条 (省略)</p> <p><u>第13条 (注文の受付)</u></p> <p><u>当社は、本取引のお客様の注文を当社が定める方法により受注します。</u></p> <p>第14条～第15条 (省略)</p> <p><u>第16条 (注文等の照会)</u></p>	<p>第9条～第14条 (現行通り)</p> <p>(削 除)</p> <p>第15条～第16条 (現行通り)</p> <p>(削 除)</p>

お客様は、注文等本取引の内容を照会する場合は、当社が定める方法により行うものとします。

第17条（成立した取引の報告）

お客様が発注した本取引の注文が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書等を当社が定める方法によりお客様に交付するものとします。

第18条～第21条 （省 略）

第22条（取引の制限等）

お客様が、説明書、約諾書、本規定、電子約款、法令諸規則およびその他当社の定める事項のいずれかに違反した場合、または当社に対する債務の履行を怠った場合、当社は、ただちにお客様の本取引を制限または停止することができるものとします。

第23条～第26条 （省 略）

第27条（免責事項）

（省 略）

（1）お客様の過失、錯誤等による売買の成立もしくは不成立により、お客様に損害が生じた場合。

（2） （省 略）

（3） （省 略）

（4）当社が本規定第14条または第21条の規定により注文を執行しなかった場合。

（5）当社が本規定第18条または第19条の規定により強制決済を行った場合。

（6）～（8） （省 略）

（9）お客様が必要な確認を怠ったために、本取引の注文が執行された、もしくは執行されなかった場合。

（10） （省 略）

（新 設）

（新 設）

（削 除）

第17条～第20条 （現行通り）

第21条（取引の制限等）

お客様が、説明書、約諾書、本規定、法令諸規則およびその他当社の定める事項のいずれかに違反した場合、または当社に対する債務の履行を怠った場合、当社は、ただちにお客様の本取引を制限または停止することができるものとします。

第22条～第25条 （現行通り）

第26条（免責事項）

（現行通り）

（3）お客様の過失、錯誤等により、売買が成立もしくは不成立となった場合。

（2） （現行通り）

（1） （現行通り）

（4）当社が本規定第15条または第21条の規定により注文を執行しなかった場合。

（5）当社が本規定第17条または第18条の規定により強制決済を行った場合。

（6）～（8） （現行通り）

（削 除）

（9） （現行通り）

（10）お客様が当社に届出た氏名もしくは名称、住所もしくは事務所の所在地、メールアドレスまたはその他の事項に変更があったにもかかわらず、お客様が当社に変更の届出を怠った場合。

（11）当社がお客様の届出たメールアドレスに宛てて配信されたメール等が、回線会社等

(新 設)

(11) (省 略)
2～5 (省 略)

第28条 (期限の利益の喪失)
(省 略)

2 (省 略)

- (1) (省 略)
(2) 当社が第22条の規定によりお客様の本取引を停止した場合。
(3) (省 略)

3 お客様は、前2項各号のいずれかに該当した場合には、当社に対して、直ちにその旨を通知する義務を負うものとします。

(新 設)

による制限等によって遅延または不着となった場合。

(12) システム障害等により発生した事故について、当社が訂正売買等の事故処理を行った結果、お客様に意図しない決済損益が発生したことにより、お客様が想定していなかった課税所得が発生もしくは発生しなくなった場合。

(13) (現行通り)
2～5 (現行通り)

第27条 (期限の利益の喪失)
(現行通り)

2 (現行通り)

- (1) (現行通り)
(2) 当社が第21条の規定によりお客様の本取引を停止した場合。
(3) (現行通り)

(削 除)

第28条 (期限の利益を喪失した場合等における決済)

第27条第1項各号のいずれかの事由が生じた場合、当社は、事前にお客様に通知することなく、お客様の計算で任意に、お客様の本取引に係る全ての未決済建玉を決済することができるものとします。

2 前項に基づき、当社がお客様の計算で本取引に係る全ての取引の決済を行った結果、本取引は全て当然に終了するものとし、お客様が当社に対して負う債務は、第29条に定める差引計算により、お客様の当社に対する単一の債務となり、お客様は、この債務を催告なしに直ちに支払わなければならないものとします。

3 第27条第2項各号のいずれかの事由が生じた場合、お客様は、当社の指定する日時までに、本取引に係る全ての未決済建玉を決済するものとします。

4 前項の日時までにお客様が前項に基づく決済を行わない場合、当社は、事前にお客様に通知することなく、お客様の計算で任意に、本取引に係る未決済建玉の必要な決済を行うことができるものとします。

<p>第29条 (省 略)</p> <p>第30条 (解 約) (省 略)</p> <p>2 お客様が、次の各号のいずれかに該当する場合、第5条第4項第2号に該当した場合、第26条の規定に違反した場合または第28条第1項および第2項各号のいずれかに該当した場合には、当社は、お客様に解約の通知をすることにより、ただちに本規定を解約できるものとします。</p> <p>(1)～(9) (省 略)</p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>第31条～第35条 (省 略)</p> <p>第36条 (その他) 本規定および電子約款に定めのない事項が生じたとき、または本規定ならびに電子約款の履行および解釈において疑義を生じたときは、双方誠意をもって協議し円満解決を図るものとします。</p> <p>附則 本規定は、平成24年3月26日より施行する。</p>	<p>5 <u>第3項および第4項に基づき、お客様または当社が本取引に係る未決済建玉の決済を行った結果、損失が生じた場合には、お客様は、当社に対して当該損失相当額を直ちに支払わなければならないものとします。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>第30条 (解 約) (現行どおり)</p> <p>2 お客様が、次の各号のいずれかに該当する場合、第5条第4項第2号に該当した場合、第25条の規定に違反した場合または第27条第1項および第2項各号のいずれかに該当した場合には、当社は、お客様に解約の通知をすることにより、ただちに本規定を解約できるものとします。</p> <p>(1)～(9) (現行どおり)</p> <p>3～6 (現行どおり)</p> <p>第31条～第35条 (現行どおり)</p> <p>第36条 (その他) 本規定に定めのない事項が生じたとき、または本規定の履行および解釈において疑義を生じたときは、双方誠意をもって協議し円満解決を図るものとします。</p> <p>附則 本規定は、平成24年12月3日より施行する。</p>
--	---